

2026年6月25日

各 位

会 社 名 筑波精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 傳 寶菜
(コード番号：6596、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 山口 成人
TEL 0285-55-0081
URL <https://www.tsukubaseiko.co.jp/>

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします（変更箇所を下線で示しています）。

記

当社は、会社法の定めに従い当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を、下記の通り整備いたします。

なお、この「内部統制システムの構築に関する基本方針」は、不断の見直しによって、より適切な体制の構築に努めます。

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のように定めました。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理

観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規程に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの識別・評価については、各部門に係わる個別のリスクを部門長が中心となって検討し、その結果をリスクアセスメント一覧表に取り纏めた上、リスク管理委員がリスク管理委員会にて当該リスクアセスメント一覧表を審議・承認します。リスクへの対応については、リスク管理規程に基づき取締役会やリスク管理委員会にて個別リスクを評価の上、対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を実行しております。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的にと取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

h. その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

- i. 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針
会社が、監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、その費用等を負担することとしております。
- j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制
監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

【取締役会で決議した基本方針の具体的な構築・運用の取り組み方】

内部統制システムを適正に構築・運用するため、当社は本基本方針に定める各事項を更に細分化した重点確認項目を年度ごとに策定し、各確認項目について担当部署を定めた上で、半期ごとに開催される内部統制委員会において、各担当部署における内部統制システムの構築・運用状況を確認する体制を取ってまいります。内部統制委員会は、代表取締役社長を委員長、管理部を事務局とし、業務執行取締役、内部監査担当者等が委員となって構成されている他、監査役も出席し、意見を述べてまいります。当社の営業ターゲットとする業界の環境変化や世界情勢の変化等に適切に対応するため、リスク管理規程を制定した上、内部統制委員会の分科会としてリスク管理委員会を半期ごとに開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、それに対する具体的な統制活動や見直しを行う為に、PDCAサイクルを実施しております。

内部統制委員会では、各担当部署から提出される上記確認事項ごとの達成状況や課題等をまとめたチェックリストの内容を検証することに加え、その他財務報告の適正性確保、コンプライアンス、損失の危機の管理についても各担当部署からの個別の報告内容を検証することで、内部統制システムの構築・運用を確認してまいります。

以 上